

# ごみの分け方と出し方

混ぜればごみ 分ければ資源



横 浜 町

# 目 次

<b>1. ごみの出し方についてのお願い</b> .....	1～6
①燃えるごみ .....	1
②燃えないごみ .....	2
③空きかん .....	2
④空きびん .....	3
⑤ペットボトル .....	3
⑥紙類 .....	4
⑦粗大ごみ .....	4
⑧町で収集しないごみ .....	6
<b>2. 自己搬入の注意事項</b> .....	7～8
①クリーン・ペア・はまなすに関する 問い合わせ先等 .....	7
②一般廃棄物最終処分場に関する 問い合わせ先等 .....	8
<b>3. 廃棄物処理法に係る罰則等</b> .....	9
不法投棄に関する連絡先 .....	9

# 1

## ごみの出し方についてのお願い

横浜町では、燃えるごみ・燃えないごみ・空きかん・空きびん・ペットボトル・紙類・粗大ごみの7つの区分に分けて収集しております。分別をしていなかったり、間違った出し方をしている方がおります。下記に記してある出し方の注意等を読んでいただき、ごみの収集及び減量、リサイクル率の向上等にご協力をお願いします。

また、商店、飲食店、会社などの事業所から出るごみを出すことは出来ません。クリーン・ペア・はまなすへ自己搬入するか許可業者へ委託し処分して下さい。

### 1 燃えるごみ【町指定袋に入れて下さい】

分別区分	主な品目	出し方の注意
生ごみ類	野菜・魚・肉等の調理くず・ 食べ残し・お茶がら 	・生ごみは水切りを十分に
紙くず類	ビニール・ セロファン等が貼られた紙・ 紙くず・紙おむつ 	・紙おむつは汚物を取り除く ・新聞、チラシなどは紙類の日に出すこと。
剪定枝類	少量の草（土は除く）・ 落葉、木片、植木の剪定枝等 	・植木の枝、木切れ等は太さ7cm以下×長さ50cm以下
布類	綿・布地・古着等 	
プラスチック類	ラーメン等のカップや プラスチック容器・ 調味料等の台所のプラスチック製品 	・金属のキャップ（ふた）の場合は取り外す →燃えないごみへ出すこと
トレー 発砲スチロール	食品用トレー・発砲スチロール容器・ 発砲スチロール・電化製品等の包装材 	・発砲スチロールは砕いて町指定袋へ入れる

### 注意事項

- ・天ぷら油などは、紙や布にしみこませるか、凝固剤で固めてから出して下さい。
- ・ホース、ロープは30cm以下に切ってから出して下さい。
- ・雑草類は土を落とし、よく乾燥させてから出して下さい。

## ② 燃えないごみ【町指定コンテナに入れて下さい】

分別区分	主な品目	出し方の注意
陶磁器類	茶碗・皿等の食器・土鍋・花瓶・七輪・せともの 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入れ物は中身を取り除く</li> <li>・先が鋭く危険な物や細かな破片は、新聞紙等で包む。</li> <li>・ボタン電池は業者へ出して下さい。</li> </ul>
ガラス類	化粧品のびん・ドレッシング等のびん・割れた鏡・ガラスの食器類・耐熱ガラス・ガラスの破片・電球や蛍光灯 	
その他	乾電池（単1～5）・電気コード・ギターの新・瓦礫・家庭用塗料空きかん 	

## ③ 空きかん【町指定コンテナに入れて下さい】

分別区分	主な品目	出し方の注意
缶類	ビール・ジュース缶・缶詰・スプレー缶やカセットボンベ等のエアゾール缶 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプレー缶やカセットボンベ缶は発火の危険性があるので必ず「穴」をあける</li> <li>・缶は円柱形で直径10cm、長さ20.5cm以内のもの。これ以上のサイズ（一斗缶）などは粗大ごみへ</li> </ul>

### 注意事項

- ・缶の中には、吸殻等の異物を絶対に入れないで下さい。
- ・缶はすすいでから出して下さい。
- ・シンナーや塗料用の缶は、販売店や廃棄物取扱業者等に処理を依頼して下さい。

## 4 空きびん【町指定コンテナに入れて下さい】

分別区分	主な品目	出し方の注意
びん類	飲料水のびん・洋酒びん・ 調味料等のびん 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直径 3～12cm程度</li> <li>・長さ 3～40cm程度</li> <li>・薬品用のびんは燃えないごみへ出すこと。</li> </ul>

### 注意事項

- ・びんの中に吸殻等の異物を絶対に入れないで下さい。
- ・びんはすすいでから出して下さい。
- ・繰り返し使用できるびん（ビール瓶、一升びん等）はなるべく集団回収に出すか、販売店へ持って行って下さい。

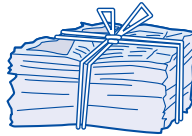
## 5 ペットボトル【町指定袋に入れて下さい】

分別区分	主な品目	出し方の注意
ペットボトル	飲料用（ジュース類・水・お茶類） 酒類（日本酒・焼酎・みりん・ ワイン・その他） 醤油等 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽くすすぎ<u>キャップと一緒に町指定袋に入れる。</u></li> <li>・ペットボトルはつぶさない。</li> </ul>

### 注意事項

- ・収集するペットボトルは4Lまで。
- ・中に異物が入っている場合は、必ず取り除いてから出して下さい。
- ・ペットボトルには、燃えるごみ等を混ぜないでください。

## 6 紙類

分別区分	主な品目	出し方の注意
紙類	新聞・チラシ・雑誌（カタログ・パンフレット）・包装紙・箱類・郵便物・ダンボール等・紙パック（牛乳・ジュース類）・雑紙 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種類に分け紙ひもで十字に縛る。</li> <li>・ビニールひもや、ビニール袋は使用しないこと。</li> </ul>

### 注意事項

- ・紙パックは開いて洗い乾かしてから出して下さい。
- ・防水加工された紙、圧着はがき（親展はがき）、印画紙の写真、感光紙、臭いのついた紙等は可燃ごみとなります。
- ・新聞は紙袋に入れなくて出して下さい。

## 7 粗大ごみ

分別区分	主な品目	出し方の注意
粗大ごみ	木製家具・自転車・机・いす・菓子缶・フライパン・布団類・マットレス・小型家電・木くず・ベッド・石油ストーブ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油ストーブ。油タンク、一斗缶は内容物を完全に抜き取って下さい。</li> <li>・収集車に積みやすいようご協力下さい。</li> </ul>

### 注意事項

- ・受入可能な大きさは幅80cm×長さ200cm×高さ120cm以下までとなります。
- ・テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象物であり、町では回収しませんので、購入店や廃棄物取扱業者等に処理を依頼して下さい。
- ・小型家電（炊飯器、電気掃除機、ラジオ、電子レンジ等）につきましては、粗大ごみの日に回収いたします。  
USBメモリ等、個人情報が含まれるものは削除し町指定コンテナに入れて出して下さい。
- ・パソコンは資源有効利用促進法に基づきリサイクルの対象となりますので、製造したメーカーに回収を申し込んで下さい。



- ・食器棚等のガラスがついているものは、ガラス部分はずして出して下さい。(はずしたガラスは燃えないごみへ出して下さい。)
- ・木くずについては、個人で解体できる程度の小屋等を個人で解体した場合や庭等で利用したものとし、次の規格に合わせて下さい。

丸太 直径20cm以下×長さ1.5m以下

角材 一辺15cm以下×長さ1.5m以下

## ※町指定コンテナ及び町指定袋について

- ・町指定コンテナは横浜町役場町民課で1個1,600円で販売しております。
- ・町指定袋は、横浜町内にある各商店及びコンビニで販売しております。



## 8 町で収集しないごみ

区 分	廃棄方法	ごみの種類	直接搬入(持込)の方法
木くず	自己搬入	住宅建設時等の残材・住宅等解体時の木くず（個人で解体した物に限る。）業者で施工したものは処理業者へ依頼して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「クリーン・ペア・はまなす」へ直接搬入</li> <li>・【業者の搬入は受付していない】</li> </ul>
有害ごみ	業者引取	ニッカド電池・ボタン電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正処理困難物ですので販売店や業者（廃棄物処理）に引き取っていただくこととなります。</li> </ul>
危険ごみ		プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器・耐火金庫・バイク・廃油・塗料缶類・薬品類・感染性廃棄物・コピー機	
その他		ゴムタイヤ・廃タイヤ・バイク・農機具・農業用ビニール・伐根	
事業系ごみ (事業系一般廃棄物)	自己搬入	すべてのごみが、自己搬入か許可業者への委託となります。商店、飲食店などの事業所から事業活動に伴って発生するごみのうち給湯室のなまごみ、事務室から発生する紙くず等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーションには出すことは出来ません。直接搬入となります。</li> </ul>
	業者委託		
一時的な 多量ごみ	自己搬入	引越しや買い替え等により、一時的に多量に出るごみは、分別し各施設へ搬入若しくは業者引取となります。	
	業者委託		



## ② 自己搬入の注意事項

### ① クリーン・ペア・はまなすに関する問い合わせ先等

#### ○搬入できるごみ

分別区分	出し方の注意
燃えるごみ	・処理料金はすべてのごみ10kgごとに30円です。 ・飛散等に注意して下さい。 ・分別をしっかりとして下さい。
空きびん	
空きかん	
ペットボトル	
紙類	
粗大系ごみ	

・小動物は1,000円／箱です。幅、高さ、長さ共に45cm以内のダンボールに入ることができる大きさの小動物のみ対象です。

・搬入可能な日時は、月曜日～金曜日 8：30～16：30  
土曜日 8：30～12：00及び13：00～16：30となります。  
(年末年始は除く)

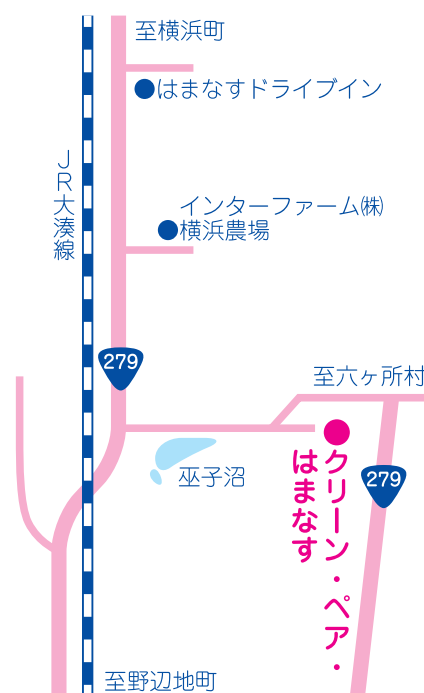
・詳しくは下記連絡先までお問い合わせ下さい。

・連絡先 **クリーン・ペア・はまなす**

☎0175-68-2508

住所 〒039-3212

上北郡六ヶ所村尾駸字家ノ後12-159



## ② 一般廃棄物最終処分場に関する問い合わせ先等

### ○搬入できるごみ

分別区分	出し方の注意
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 処理料金は10kgごとに30円です。</li><li>・ 飛散等に注意して下さい。</li></ul>

- ・ 一般廃棄物最終処分場は燃えないごみのみ搬入可能です。燃えるごみ等はクリーン・ペア・はまなすへ搬入してください。
- ・ 搬入可能な日時は、水曜日～土曜日 8:30～16:30となります。(年末年始は除く)
- ・ 詳しくは下記連絡先までお問い合わせ下さい。

- ・ 連絡先 **横浜町役場町民課** ☎0175-78-2111  
**一般廃棄物最終処分場** ☎0175-78-2721  
住所 〒039-4156  
横浜町字雲雀平81-1



### ③ 廃棄物処理法に係る罰則等

自然環境の保全が求められる中、横浜町内では、廃タイヤ、廃家電製品等の不法投棄が後を絶ちません。ごみの不法投棄は地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながります。

また、ごみの不法投棄は「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」で禁止されており、**五年以下の懲役または、一千万円以下の罰金**となります。

町では、警察署と連携しパトロールをしたり不法投棄防止看板を設置するなどの不法投棄防止対策を行っております。今後、悪質な投棄場所については監視カメラの設置も予定しております。

町民の皆様も不審な人物や、不審な車を目撃したら下記の連絡先へお知らせ下さいますようお願いいたします。

#### ○不法投棄に関する連絡先

横浜町役場町民課 ☎0175-78-2111

野辺地警察署横浜駐在所 ☎0175-78-2110





発行 横浜町役場  
〒039-4145  
青森県上北郡横浜町字寺下35  
TEL (0175) 78-2111

平成29年3月作成